

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【公開番号】特開2013-138823(P2013-138823A)

【公開日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2013-038

【出願番号】特願2012-87298(P2012-87298)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/02 (2006.01)

A 4 1 C 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/02 K

A 4 1 C 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月19日(2015.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

帶状体であつて、

前記帶状体の略中央に配設され、着用者の背部に当接させる背当部と、

前記背当部の両側から左右に先端を上向きに突出した突出部と、

長手方向に伸縮性を有する二本の帶状体からなり、当該帶状体に環状のリング部を摺動可能に配設した一対の補助バンド部と、

前記補助バンド部の伸縮性より低い伸縮性を有する二本の帶状体からなる一対の調節バンド部とを備えたサポーターであつて、

前記突出部は、前記背当部に接して長手方向に伸縮性を有する伸縮部を備えており、

前記一対の補助バンド部の両端は、前記背当部の上辺と前記背当部の側辺の下端又は前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端とに前記二本の帶状体が交差するように固定され、

前記一対の調節バンド部は、個々に前記補助バンド部に配設した環状のリング部に遊撃し、一端を前記左右の突出部の伸縮部以外に固定し、他端に係着部を備えたことを特徴とするサポーター。

【請求項2】

前記請求項1に記載のサポーターにおいて、

前記背当部及び突出部を有し、前記着用者の腰部に裏地面を当接して周回させる本体部を備え、

前記突出部が、前記伸縮部及び当該伸縮部に隣接して配設される伸縮性を有しない非伸縮部を備え、

前記二本の帶状体からなる一対の補助バンド部が、前記帶状体の一端が前記本体部の表地面における前記背当部の上辺の左端に固定され、当該帶状体の他端が前記本体部の表地面における前記背当部の右辺の下端又は前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端に固定される第1の補助バンド部と、前記帶状体の一端が前記本体部の表地面における前記背当部の上辺の右端に固定され、当該帶状体の他端が前記本体部の表地面における前記背当部の左辺の下端又は前

記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端に固定される第2の補助バンド部と、を備え、

前記環状のリング部が、前記第1の補助バンド部に配設される環状の第1のリング部と、前記第2の補助バンド部に配設される環状の第2のリング部と、を備え、

前記二本の帯状体からなる一対の調節バンド部が、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の非伸縮部に固定され、当該帯状体の他端が前記第1のリング部に遊撃してから前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の非伸縮部に係着可能な第1の調節バンド部と、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の非伸縮部に固定され、当該帯状体の他端が前記第2のリング部に遊撃してから前記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の非伸縮部に係着可能な第2の調節バンド部と、を備えることを特徴とするサポーター。

【請求項3】

前記請求項1に記載のサポーターにおいて、

前記背当部及び突出部を有し、前記着用者の腰部に裏地面を当接して周回させる本体部を備え、

前記突出部が、前記伸縮部及び当該伸縮部に隣接して配設される伸縮性を有しない非伸縮部を備え、

前記二本の帯状体からなる一対の補助バンド部が、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における前記背当部の上辺の左端に固定され、当該帯状体の他端が前記本体部の表地面における前記背当部の左辺の下端又は前記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端に固定される第1の補助バンド部と、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における前記背当部の上辺の右端に固定され、当該帯状体の他端が前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端に固定される第2の補助バンド部と、を備え、

前記環状のリング部が、前記第1の補助バンド部に配設される環状の第1のリング部と、前記第2の補助バンド部に配設される環状の第2のリング部と、を備え、

前記二本の帯状体からなる一対の調節バンド部が、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の非伸縮部に固定され、当該帯状体の他端が前記第1のリング部に遊撃してから前記本体部の表地面における当該本体部の右端側の前記突出部の非伸縮部に係着可能な第1の調節バンド部と、前記帯状体の一端が前記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の非伸縮部に固定され、当該帯状体の他端が前記第2のリング部に遊撃してから前記本体部の表地面における当該本体部の左端側の前記突出部の非伸縮部に係着可能な第2の調節バンド部と、を備えることを特徴とするサポーター。

【請求項4】

前記請求項2又は3に記載のサポーターにおいて、

前記第1の補助バンド部の自然長が、前記背当部の上辺の左端と前記背当部の右辺の下端との間の間隔よりも長く、

前記第2の補助バンド部の自然長が、前記背当部の上辺の右端と前記背当部の左辺の下端との間の間隔よりも長いことを特徴とするサポーター。

【請求項5】

前記請求項1乃至4のいずれかに記載のサポーターにおいて、

前記二本の帯状体からなる一対の補助バンド部における前記二本の帯状体が、前記背当部の上辺近傍で交差することを特徴とするサポーター。

【請求項6】

前記請求項1乃至5のいずれかに記載のサポーターにおいて、

伸縮性を有しない板状体からなる押圧部を備え、

前記背当部が開口部を有する袋状体であり、当該袋状体の内部に前記押圧部を挿抜可能

であることを特徴とするサポーター。

【請求項 7】

前記請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載のサポーターにおいて、

前記二本の帯状体からなる一対の調節バンド部における前記二本の帯状体の一端が、各々前記突出部の伸縮部以外の下辺側に接して固定されることを特徴とするサポーター。

【請求項 8】

前記請求項 1 乃至 7 のいずれかに記載のサポーターにおいて、

前記環状のリング部が、前記補助バンド部並びに調節バンド部の幅及び厚みに対応して併設される少なくとも 2 つの貫通孔を有し、

前記補助バンド部が、前記 2 つの貫通孔のうち一の貫通孔に遊撃され、

前記調節バンド部が、前記 2 つの貫通孔のうち他の貫通孔に遊撃されることを特徴とするサポーター。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明に係るサポーターにおいては、帯状体であって、前記帯状体の略中央に配設され、着用者の背部に当接させる背当部と、前記背当部の両側から左右に先端を上向きに突出した突出部と、長手方向に伸縮性を有する二本の帯状体からなり、当該帯状体に環状のリング部を摺動可能に配設した一対の補助バンド部と、前記補助バンド部の伸縮性より低い伸縮性を有する二本の帯状体からなる一対の調節バンド部とを備えたサポーターであって、前記突出部は、前記背当部に接して長手方向に伸縮性を有する伸縮部を備えており、前記一対の補助バンド部の両端は、前記背当部の上辺と前記背当部の側辺の下端又は前記突出部の伸縮部における前記背当部に接する側辺の下端とに前記二本の帯状体が交差するように固定され、前記一対の調節バンド部は、個々に前記補助バンド部に配設した環状のリング部に遊撃し、一端を前記左右の突出部の伸縮部以外に固定し、他端に係着部を備えたものである。